

コーポレートガバナンス

～ ISO26000 7つの中核課題:組織統治 ～



▶ 基本的な考え方

保土谷化学グループは、グローバル・ニッチ分野で、オンリーワン・ナンバーワンのスペシャリティ製品を創出しつつ、株主・お客様・地域社会・従業員等、幅広いステークホルダーの価値創造に配慮し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献し、経営の健全性・適法性を確保し、かつ効率性を高めることを、経営の最重要課題の一つと位置づけ、コーポレートガバナンスの充実、強化に努めてまいります。

■ コーポレートガバナンス強化の取り組み

2003年 6月	執行役員制度の導入
2004年 3月	役員退職慰労金制度廃止
2006年 5月	内部統制基本方針制定
2006年11月	内部統制室(現内部統制部)の新設
2013年 6月	社外取締役の登用開始
2015年 6月	監査等委員会設置会社に移行
2016年 7月	自社株報酬制度の導入
2018年 1月	新たな経営体制に移行
2019年 6月	指名・報酬委員会設置



コーポレートガバナンスの詳細についてはホームページに掲載しております。
<https://www.hodogaya.co.jp/company/governance>



▶ コーポレートガバナンス体制

保土谷化学は、コーポレートガバナンスの実効性を確保し、企業価値を高めるため、2015年6月に「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役の参画を得て取締役会の監督機能を強化しております。

取締役会は、迅速かつ機動的な企業経営を実現するため、重要な業務執行の決定を、業務執行取締役に委任しております。

その一方で、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視・監督しております。

また、監査等委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、取締役会がその役割に基づいた適切な付議議題について十分に議論を行っているか、取締役会における議論を充実させるための支援体制を十分に整備しているかなどの点を中心に分析し、取締役会評価を実施しております。

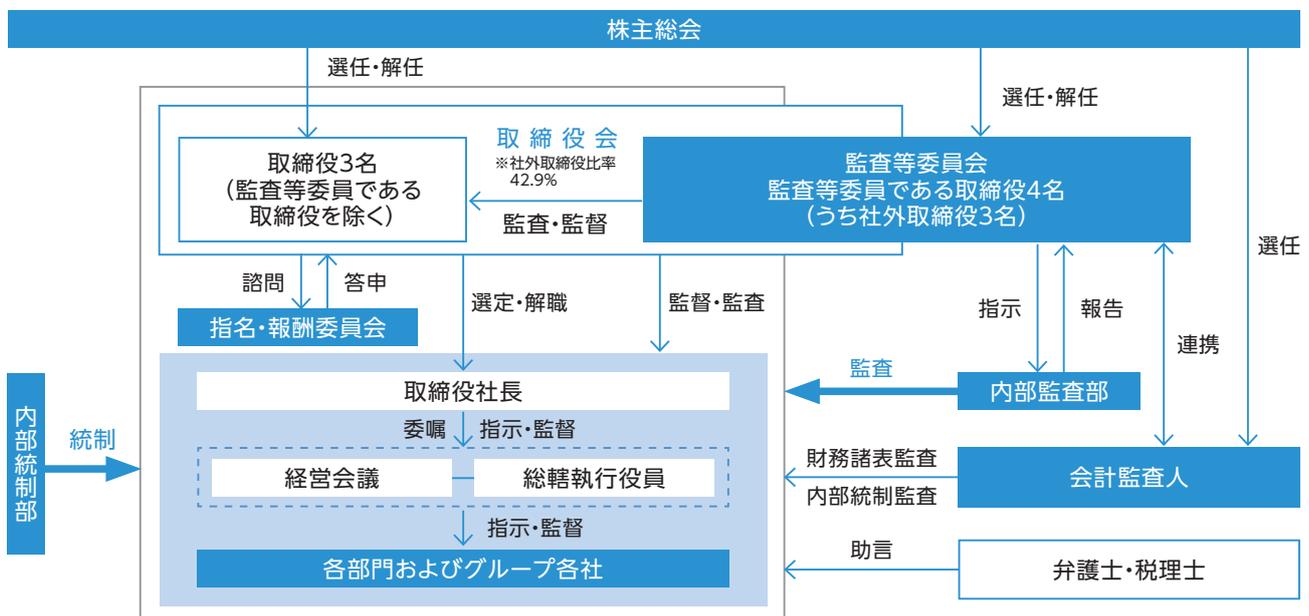
さらに取締役の指名・報酬等に関する諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。



コーポレートガバナンス報告書は以下のURLもしくはQRコードからご覧いただけます。
https://www.hodogaya.co.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/corporate_governance_20200625.pdf



■ コーポレートガバナンス体制図 (2020年6月30日現在)



● 株主総会

保土谷化学は、株主総会を株主・投資家との重要な対話の場と位置づけ、法定開示・適時開示を適切に行うだけでなく、自らの経営戦略等の情報を積極的に提供し、企業活動に対する理解促進に努めております。

また、株主が株主総会に参加しやすいよう、集中日を回避した開催や招集通知の早期発送・英文化等、運営を工夫しております。2020年6月24日開催の株主総会より、電子投票制度(QRコードを読み込む「スマート行使」またはインターネットによる行使)を導入し、議決権の行使比率は昨年より約10%上昇しました。

● 取締役会

取締役会は、十分に審議しつつ、迅速かつ合理的な意思決定ができるよう、監査等委員でない取締役3名と監査等委員である取締役4名の合計7名の取締役で構成しております(うち社外取締役3名でその比率は42.9%)。

取締役候補者の選任理由は、ホームページ掲載の株主総会招集通知において、経歴等を公表しております。

● 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、独立社外取締役が過半数を占めるとともに、独立社外取締役が委員長を務めております。

指名・報酬委員会では、取締役の選任・解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項等について審議し、取締役会へ報告を行い、取締役会は、報告内容を尊重することとしております。

● 監査等委員会

監査等委員会は、取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、取締役等役員の職務執行の適法性、会社業務の適正性、内部統制、財務状況等についての監査を実施しております。

また会計監査人と連携を取り、監査業務に関して必要に応じた対応を行っております。

● 執行役員

執行役員制度は、①経営の効率化およびその効果としての意思決定の迅速化 ②機能の特化 ③監督・監視機能の強化 ④経営の強化を狙い、導入したものです。

取締役社長は、これらの狙いに適合した執行役員を選任し、主たる部門の執行にあたらせております。

● 会計監査人

太陽有限責任監査法人を会計監査人として選任し、同監査法人より会計監査だけでなく、内部統制監査等を通じて、正確・公正な実務処理に関する助言も得ております。

● 役員報酬

保土谷化学は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけ、①業績に応じた報酬 ②企業価値向上 ③株主利益 ④有能な人材確保等を、役員報酬決定の基本要件としております。

役員報酬額は、株主総会で決議された額の範囲内とし、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

役員報酬の構成・報酬額は、ホームページの「コーポレートガバナンス」にて公表しております。

● 取締役会の実効性評価

保土谷化学は、「監査等委員会設置会社」の制度趣旨を踏まえ、取締役会の機能向上のため、取締役会運営について、①適切な開催頻度 ②審議時間の確保 ③業務執行状況の定期報告 ④分かりやすい資料の作成 ⑤独立社外取締役に対する丁寧な事前説明の実施等、工夫をしております。

さらに、いっそうの機能向上に向け、コーポレートガバナンスや取締役会のあり方に関する新しい動向に注意を払い、取締役会で認識共有しております。

その結果、取締役会のモニタリング機能の強化、経営判断・業務執行の迅速化、が図られております。

取締役一覧



後列左より

社外取締役(監査等委員)
坂井 眞樹

取締役(監査等委員)
蛭子井 敏

社外取締役(監査等委員)
加藤 周二

社外取締役(監査等委員)
山本 伸浩

前列左より

取締役 兼 専務執行役員
砂田 栄一

取締役社長 兼 社長執行役員
松本 祐人

取締役 兼 専務執行役員
笠原 郁

● 社外取締役の独立性判断基準

保土谷化学は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすとともに、幅広い業務経験と知見を有するかどうかといった観点から、独立社外取締役の候補者として選定しております。

これに基づき、保土谷化学は、社外取締役の3名について、東京証券取引所が定める独立役員として届け出るとともに、補欠の監査等委員である取締役が取締役に就任する場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。

なお、社外取締役のうち1名および補欠の監査等委員である取締役のうち1名は、保土谷化学の主な借入先である金融機関出身であります。当該金融機関を退職し、10年を経過しているため、独立性に問題はないと判断しております。

社外取締役3名からのメッセージ

専門性に「第三者目線」をプラスし、さらなる成長に貢献する

取締役会は取締役に加え、関係する執行役員および部門長等が出席し、毎回3～4時間に及ぶ綿密な議論がなされています。社外取締役として審議に臨むにあたり、その背景等を知っておかないと議論に加われません。その点、当社は事前に詳細な資料とそれに基づく説明があり、取締役会に参加しやすく、モニタリングという観点でも十分に機能しています。

コーポレートガバナンス体制において、社外取締役の存在は時を追うごとに重要度を増していると感じます。たとえば、2019年6月に新たに設置された、任意の委員会である「指名・報酬委員会」は、委員長および構成メンバーの過半数を社外取締役が占めています。同委員会の主な役割は、取締役の選任・解任や報酬等の審議ですが、当社では執行役員・部門長等の人事・教育・育成等についても議論しています。そのため、役員だけではなく、執行役員・部門長等グループ全体における人材の状況も把握できる、開かれた委員会です。

事業上のリスクについても重要事項として認識しています。定期的開催される「リスクマネジメント委員会」において、経営に関する潜在的なリスクの有無、業績への影響等が分析され、取締役会でもこれらをベースに議論がなされています。新型コロナウイルス感染症についても、その状況や当社グループに与える影響等について、その時々に基づいてタイムリーに報告されています。

私たち社外取締役には、内部統制・財務分野に加え、産業政策・国際経済等これまでの多様な業務経験から得た知識があります。中長期的な企業価値の向上や株主の利益保護のため、社内の方たちの持つ業務に関する専門性に、私たちそれぞれの知見であるいわば客観的な「第三者目線」を加えることが重要と考えています。

当社が100余年培ってきたノウハウに、「第三者目線」をプラスしていけば、さらなる成長に貢献できると考えています。

▶ リスクマネジメント

● 基本的な考え方

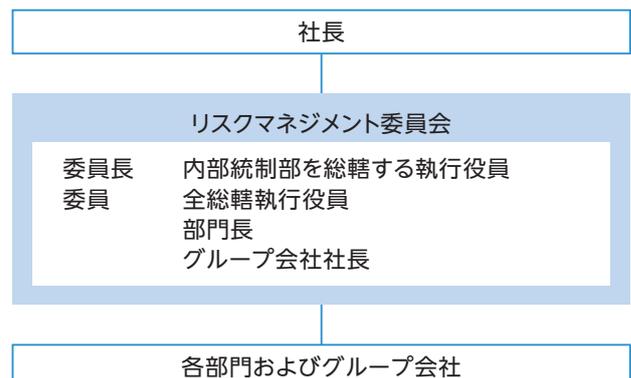
保土谷化学グループに損害を与える違法行為、品質不良、災害、パンデミックおよびその他のリスクについて、損害を最小化するために、当社グループとしてのリスク管理体制を整備しております。

また、企業価値を維持、増大し、企業の社会的責任を果たし、グループの持続的発展を図るため、役員はもとより、全従業員がリスク認識を向上させ、全員参加によりリスクマネジメントを推進する取り組みを行っております。

● リスクマネジメント委員会

保土谷化学グループは、「リスクマネジメント委員会規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を設置しております。同委員会を定期的開催し、グループ全体として、リスク認識を図った上で、リスク軽減策を策定し、対応状況の進捗確認を実施しているとともに、損害を最小化する取り組みを行っております。情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた社内規程類を整備し、コンプライアンス研修等を通じて啓発活動を実施しております。

■ リスクマネジメントの体制図



▶ コンプライアンス

● 推進体制

保土谷化学グループは、「内部統制基本方針」に則り各種規程類を定め、内部統制部を中心として、コンプライアンスを組織的に、かつ横断的に取り組んでおります。また、コンプライアンスの状況を内部監査部が監査し、提言・改善指導を行っております。

● 「企業行動指針」・「コンプライアンス行動方針」

保土谷化学グループは、「企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」をはじめとするコンプライアンス体制に関わる方針・規程類を定め、グループの全役員・従業員は、これらの規程を遵守し、法令・定款および社会規範に則って行動します。「企業行動指針」は、グループが行うあらゆる企業活動において、会社、役職員が遵守すべき指針を定めたものです。「コンプライアンス行動方針」は、グループの持つ社会的責任を深く自覚し、あらゆる企業活動の場面において関連法令および社内規程の遵守を徹底し、社会規範に適合した行動をとることがグループの健全な発展のために不可欠であるとの認識の下に、業務遂行において遵守すべき事項を定めたものです。



企業行動指針：

<https://www.hodogaya.co.jp/company/philosophy#a7>



コンプライアンス行動方針：

<https://www.hodogaya.co.jp/company/governance/compliance/>



● 税務コンプライアンス

保土谷化学グループは、「企業行動指針」「コンプライアンス行動方針」に基づき、各国、各地域において適正な納税の義務を果たすことにより、社会的な要求・期待に応えてまいります。

そのため、各種税制に適切に対応するための体制を確保すること、税務当局への適時適切な税務情報の提出に協力すること、所得の他国移転やタックスヘイブンの利用といった恣意的な租税回避策を採らないことなど、税務コンプライアンスの維持・向上に取り組んでおります。

● 内部通報制度

保土谷化学グループは、公益通報者保護法の趣旨に沿って、「内部通報規程」を制定しております。同規定に基づき、法令違反、企業倫理違反の早期発見・未然防止を目的として、内部統制部と社外弁護士を窓口とする内部通報制度を整えております。この制度においては、通報に基づく調査にあたり、通報者のプライバシーや秘密保持に対し最大限の配慮がなされ、誠実に通報を行った通報者が、通報を行ったことを理由として、解雇、配転、差別などの不利益を受けることのないよう、通報者の保護に最大限の注意が払われております。

● コンプライアンス教育

保土谷化学グループは、コンプライアンスを徹底するために、コンプライアンス意識の醸成・向上の観点から、グループの全役員・従業員を対象としたコンプライアンス研修およびe-ラーニングを利用した個別教育を、継続的に実施しております。

さらに、グループの役員・管理職員に「ビジネス・コンプライアンス検定試験（初級）」の受験を義務づけ、コンプライアンス知識の習得・向上に取り組み、役員・管理職の97%が合格しております。

Voice



法務部長 弁護士
津久井 見樹

日常の中で

法務部では、事業部やグループ会社からの契約書検討や法律相談等の依頼を受けて検討を行っています。その際に心掛けていることは、法的リスクの指摘だけではなく、担当者、担当部署と対話を重ねることにより、実現したい内容を具体化して、文章・文言にすることです。対話の中での何気ない一言から、気が付いていなかった点や考え方を教えていただくことも多々あり、日々新しい発見があります。

保土谷化学グループは、さまざまな製品・商品を取り扱っており、それぞれの特徴を踏まえた上で案件を進めることも必要です。大変なところもありますが、それらの違いを感じられるのも、法務部の面白い点だと思っています。